

別添 5

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十一条の二の六第十三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するレターを次のように定め、公布の日から施行する。

なお、平成十九年総務省告示第四百三十号（電波法施行規則第四十一条の二の六第十二号の規定に基づく総務大臣が別に告示するレターを定める件）は、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）第三項第六号(三)及び(四)に規定するレター